

i **そうだ！特定健診へ行こう！！** **問** 国民健康保険課
～スムーズに受診可能な「受診おすすめ日」のご案内～ 保健事業係 ☎ 72-4704

市の健診を受けることで、病気の兆候を早めに見つけ、防ぐことができます。
個人で受けると、7,150円～10,086円かかる検査が無料で！
※下記の「受診おすすめ日」以外でも、3月31日まで通常通り特定健診を受けることができます。

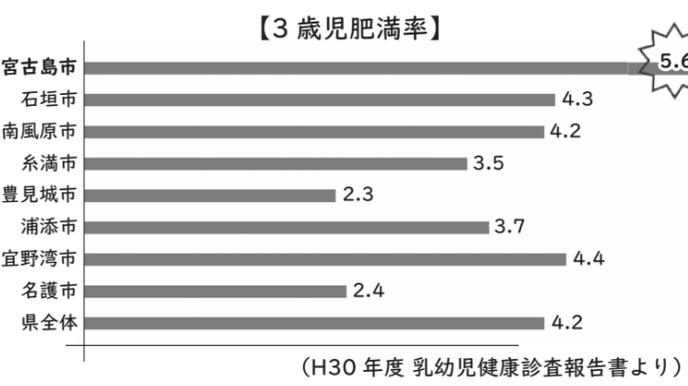
医療機関名	受診おすすめ日(スムーズな受診可能)	受付時間	予約
うむやすみやあす・ん診療所	1月～3月末まで 毎週火曜日	14時～16時	要予約
ドクターゴン診療所	1月11日(土)	8時半～11時半	要予約
徳洲会伊良部島診療所	1月15日～3月末(月・水・木・金)	8時半～11時半 13時～16時	要予約
中村胃腸科内科	1月20、21、22、27、28、29日 2月17、18、19、25、26日	14時～17時	要予約
池村内科	1月30日(木)	14時～16時	要予約
きしもと内科医院	2月1日(土)	8時～11時	－
おおはらクリニック	3月末まで 月・火・水・金	8時半～12時 14時～17時	－
比嘉内科胃腸科医院	3月末まで 月～土	8時半～17時半 (土は12時半まで)	【予約受付】 国民健康保険課 ☎ 72-4704
いけむら外科医院	3月末まで 月・火・水・金・土	8時～17時半	

比嘉内科といけむら外科は、お昼時間も健診可能です。忙しい方におすすめ！

宮古島市に **がんずう長寿** を取り戻そう

子どもの肥満にSTOP！！

宮古島市の子どもの肥満率が県内平均より高いことを知っていますか？
子どもの肥満は成人期の肥満につながりやすく、糖尿病や心疾患、脳血管疾患などの生活習慣病の発症を高める危険因子の一つです。



子どもの頃から正しい生活習慣を身に付けて、**健康な心と体を育みましょう！**

【お問合せ】
平良保健センター
☎ 73-4572



生活習慣病の予防には、基本的な生活習慣が欠かせません。お子さまの未来を守るためにも、大人も一緒に日頃の生活を見直してみましょう！

- 【チェックポイント】
- 「早寝、早起き、朝ごはん」で規則正しい生活リズムを。
 - 1日3食、バランスの良い食事を心がける。
 - おやつは、時間と量を決めて、食事の一部となるものをあげましょう。
 - 定期的に体を動かしましょう。

i **税務課資産税係からのお知らせ**

～償却資産の申告を
忘れずに～

お問合せ：税務課資産税係 ☎ 72-3751
(内線 177、129、131、134)

償 却資産の申告について

償却資産とは、会社や個人で工場や商店を経営している方、駐車場やアパートを貸し付けている方が、その事業のために用いている構築物、機械(農業機械含む)、備品等(土地・家屋を除く)のことです。下記に当てはまる方は申告が必要です。早めの申告をお願いします。

期間	令和2年1月6日(月)～ 令和2年1月31日(金)
対象	・1月1日現在、市内で事業を営んでいる個人または法人 ・1月1日現在、市内で直接事業を営んでいないが、事業用の償却資産を貸し付けている個人または法人
内容	・昨年まで申告している方は、「1年間の償却資産の増減のみ(電算処理での申告は、全資産)」を申告 ・新たに申告する方は、「1月1日現在所在している償却資産すべて」を申告 ※申告用紙が必要な方はご連絡ください ※電子申告(エルタックス)での申告もできます

- ①申告された償却資産課税標準額の合計が、150万円に満たない場合は課税されません。
- ②税務署で必要経費として減価償却資産申告を行っている資産で、市に償却資産として申告していないものも対象となります。
- ③税務署調査で、申告漏れがある事業所及び個人へも申告書を送付しております。また、申告漏れがあった場合、過年度にさかのぼって課税することがありますので、あらかじめご了承ください。

家 屋を取り壊したとき

家屋を取り壊したときは、税務課資産税係に「家屋消滅届」を提出してください。登記済家屋を取り壊したときは、法務局で「滅失登記」をお願いします。届け出がない場合、取り壊した家屋に誤って課税されてしまう可能性があります。ご協力をお願いします。



課 税免除特例の申請について

宮古島市では、一部の固定資産税に対し免除措置があります。(宮古島市固定資産税の課税免除の特例に関する条例により、沖縄県の自主的発展に寄与することを目的とする措置)

■申告期間：令和2年1月6日(月)～
令和2年1月31日(金)

■受付場所：税務課 資産税係 窓口

※特例措置を受けるには、各適用項目の条件を満たす方が対象となります。詳細については、宮古島市ホームページの「税金→課税免除の特例について」をご覧ください。税務課資産税係までお問い合わせ下さい。

住 宅用地の申告について

住宅用地については、税負担を軽減するための課税標準の特例措置が設けられています。住宅を新築・増築した場合や取り壊した場合、土地や家屋の全部又は一部を用途変更した場合は住宅用地の認定が変わりますので、令和2年1月31日までに申告書の提出が必要となります。

固 定資産の現況調査について

固定資産税課税台帳整備のため、現況調査を行っています。市内にある土地の利用状況、建物の種類や構造、新築・増築や建物取り壊し、償却資産等の実態を把握し、市の課税台帳と登録内容が一致しているかどうかを確認します。調査にあたっては、敷地外から外観が把握できない等の場合は、敷地内に立ち入る場合があります。また記録のため写真撮影を実施します。調査は、市税務課職員及び市が委託した調査会社が行います。市税務課職員は市が発行する「調査吏員証、固定資産評価員証又は補助員証等」、委託した調査会社職員は「調査員証明書」を携帯していますのでご確認下さい。